

様式コード				
3	2	2	1	8
届書コード				
2	2	1	8	

所長	副所長	課長	担当者

**船員保険 育児休業等終了時報酬月額変更届
厚生年金保険**

◎ 記入方法については裏面をご参照ください。
◎ 申出をする方は、太枠部分を記入し、船舶所有者あて提出してください。
◎ 「※」印欄は、記入しないでください。

①船舶所有者整理記号		②被保険者整理番号				
③個人番号（または基礎年金番号）			⑦被保険者の氏名	④被保険者の生年月日		①種別
			(フリガナ) (氏)	(名)	昭和 5 平成 7 令和 9	年 月 日 2 4 6 8
⑦職務	⑤養育する子の氏名		⑧養育する子の生年月日		⑨育児休業等を終了した年月日	
	(フリガナ) (氏)		(名)	平成 令和	年 月 日	令和 年 月 日
⑤標準報酬月額 変更年月	⑥従前の 標準報酬月額	報酬月額		※ ⑥決定後の 標準報酬月額	備考	
令和 年 月	船 千円 厚 千円	⑦通貨によるものの額 円	⑧現物によるものの額 円	船 千円 厚 千円	送 信	
		⑨合計 円				
⑩育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始していませんか。 申出される被保険者の方が記入 (☑) してください。 (注) 育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始した場合は当該申出はできません。				<input type="checkbox"/> 開始していません		

受付日付印

社会保険労務士記載欄
氏名等

届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。

令和 年 月 日提出

船舶所有者 〒 -

住 所

氏 名

電話番号 () -

船員保険法施行規則第27条および厚生年金保険法施行規則第10条第2項の規定による申出をします。

※必ず☐に✓を付してください。

日本年金機構 理事長 あて

令和 年 月 日提出

申 出 人 〒 -

住 所

氏 名

電話番号 () -

【記入上の注意】

申出をする方は、太枠部分を記入し、船舶所有者あて提出してください。この届出を行うに当たっては、被保険者の提出意思を確認するため、必ず被保険者本人が□に✓を付してください。
また、右下にこの届書を被保険者が船舶所有者に提出した日付を記入してください。

※育児休業等終了日の翌日に産前産後休業を開始している場合は、申出できません。

【記入方法】

1. ③は、本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書等に記載されている10桁の番号を左詰めで記入してください。

2. ④の年号は、該当する文字を○印で囲んでください。

生年月日は、たとえば昭和61年11月7日の場合は、

昭和 5	年	月	日
平成 7	6	1	1
令和 9	1	1	0
			7

のように記入してください。

3. ④は、被保険者が乗り組む船舶の種類により、次に該当する数字を○印で囲んでください。

- 2 . . . A船（汽船または機帆船）に乗り組む者
- 4 . . . C船（旧船員保険法（昭和60年法律第34号による改正前の船員保険法をいう。以下同じ。）第34条第1項第2号イ、ロ、ハの漁船）に乗り組む者
- 6 . . . D船（旧船員保険法第34条第1項第2号イ、ロ、ハ以外の漁船）に乗り組む者
- 8 . . . 船員保険法第2条第3項に規定する独立行政法人等職員被保険者（国家公務員共済組合制度の長期給付が適用される場合に限る。）

4. ⑦には、たとえば、船長、甲板員の場合は、「船長」、「甲」のように記入してください。

5. ⑧は、養育する子の生年月日を記入してください。

たとえば令和4年1月1日生まれの場合は、

平成	年	月	日
令和	0	1	0
	4	1	1

のように記入してください。

6. ⑨には、育児休業等終了日の翌日の属する月の翌月（育児休業等終了日の翌日が月の初日であるときは、その月）を記入してください。

たとえば、令和4年1月の場合は、

令和	年	月
	0	4
		0
		1

のように記入してください。

7. ⑩には、報酬のうち、臨時に受けたものおよび3か月を超える期間ごとに受けるもの以外で、金銭（通貨）で支払われる賃金、給料、俸給、手当および賞与並びにこれらに準ずる、船員が労働の対償として受けるすべてのものについて、船員保険法第20条の第1項各号の規定によって算定した額を記入してください。

8. ⑪には、報酬のうち、物品、施設および利益等金銭（通貨）以外で支払われるものについて、船員保険法第22条の規定により厚生労働大臣の定めた価額によって算定した額を記入してください。

9. ⑫には、育児休業等を終了した翌日に引き続いて、産前産後休業を開始していないことを確認のうえ、□に✓を付してください。引き続き産前産後休業を開始している場合、保険料免除が適用されるため、月額変更には該当しません。

【お知らせ】

3歳未満の子を養育する厚生年金保険被保険者の標準報酬月額の特例について

3歳未満の子を養育する期間の標準報酬月額が、その子を養育することとなった月の前月（その月以前1年以内に被保険者であった月のうち、直近の月）の標準報酬月額（従前標準報酬月額）を下回る場合には、年金の額の計算の特例措置が設けられています。

被保険者が申出をした場合、3歳未満の子を養育する期間のうち、従前標準報酬月額を下回った月は、実際の標準報酬月額のかわりに、従前標準報酬月額を用いて、将来、年金の額が計算されます。ただし、申出をした月より前の期間については、申出が行われた月の前月までの2年間が対象になります。

この特例に関する手続きは、被保険者の方が「厚生年金保険（船員）養育期間標準報酬月額特例申出書」に必要書類を添えて提出することになります。